

令和7年4月17日

新潟地区のタクシー運賃改定要請（申請）状況について

新潟地区におけるタクシーの運賃改定要請（申請）について、令和7年4月14日に受付期間を終了し、要請（申請）があった法人タクシー事業者の車両数の合計が、当該運賃適用地域における法人タクシー事業者全体の車両数の5割を超えましたので、お知らせします。

要請（申請）受付期間	新潟地区 の事業者数	新潟地区 の車両数	要請（申請） 事業者数	要請（申請） 車両数	要請（申請）率
令和7年1月15日 ～ 令和7年4月14日	107者	2,314両	39者	1,435両	<u>62.01%</u>

※新潟地区：新潟県全域

※運賃改定は、最初の要請（申請）があった時から3ヶ月の間に要請（申請）を受け付け、要請（申請）があった法人事業者の車両数の合計が、当該運賃適用地域における法人タクシー事業者全体の車両数の5割を超えた場合に運賃改定の手続きを開始します。

【お問合せ】

北陸信越運輸局自動車交通部旅客課
担当：近藤
電話 025-285-9154